

(第2回障害者総合支援法対象疾病検討会で承認された内容に基づき一部改変)

障害者総合支援法の対象疾病の要件

(案)

障害者総合支援法における対象疾病の検討の進め方

- 1.障害者総合支援法対象疾病検討会（以下、本検討会という。）において、指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地より、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件等を検討する。
 - ※指定難病の検討の範囲等に係る検討を踏まえて、かつ障害福祉サービスの対象としての支援の観点等を考慮して検討。
 - ※検討の対象として、他の施策体系が樹立している疾病は除く。
- 2.本検討会において、障害者総合支援法の対象となる難病等の具体的な対象疾病について検討を行う。
- 3.本検討会の検討の結果を、社会保障審議会障害者部会および、こども家庭審議会に報告する。
- 4.障害者総合支援法施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（疾病告示）を改正する。

※下線が改正箇所

障害者総合支援法の対象疾病の要件

【障害者総合支援法における難病の定義 第4条抜粋】

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者。

1. 対象疾病の要件については、

- 障害福祉サービスの対象としての支援の観点等を考慮して検討する必要があることや、
- 難病法と異なり、障害者総合支援法の制度趣旨として調査研究の推進という要素は必ずしも含まれないと考えられることを踏まえ、
指定難病の要件のうち、「発病の機構が明らかでない」、「患者数が人口の0.1%程度に達しない」の要件については、障害者総合支援法における取扱いとしては要件に含めないこととする。(*)

指定難病の要件	障害者総合支援法における取扱い
①発病の機構が明らかでない	要件としない(*) (ただし、他の施策体系が樹立している疾病は、障害者総合支援法の対象疾病からも除く)
②治療方法が確立していない	要件とする
③患者数が人口の0.1%程度に達しない	要件としない(*)
④長期の療養を必要とするもの	要件とする
⑤診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること	要件とする

2. 障害福祉サービスの対象疾病については、指定難病における「重症度分類」は適用しないこととする。

(特定の疾病名に該当すれば、障害福祉サービスを利用するための「障害支援区分」の認定を受けることが可能となる)